

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°608
2021・10・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 旧優生保護法訴訟の神戸地裁判決 優生保護法問題の全面的な解決に向けて…………… 相原健吾
ふるさとを返せ 津島原発訴訟 第一審判決を受けて…………… 磯部たな
日本学会議会議員の任命拒否と情報公開請求…………… 米倉洋子
【シリーズ全国リレー・神奈川】
横浜市長選における神奈川支部の活動…………… 鈴木啓示

シリーズ 憲法を知るための12作品

- キム・ジヘ著 (尹怡景訳) 『差別はたいてい悪意のない人がする』…………… 松田亘平
(原題『善良な差別主義者』)

2021年度第2回常任委員会 (秋のミーティング・東京) 報告

- (若手弁護士向け実務講座) 畑福生会員報告「子どもの権利支援活動講座」…………… 川口智也
【議長トーク】「私の実務修習 (弁護修習その2)」…………… 上野 格
□ 暴力・脅迫に屈し、会館閉鎖を行った名古屋市文化振興事業団及び利用承認取り消しを行った
共同事業体エル・プロジェクトの対応に抗議し、表現の自由を暴力・脅迫で封殺することを許さない声明



岩手・一関

旧優生保護法訴訟の神戸地裁判決

優生保護法問題の全面的な解決に向けて

兵庫県 相原 健吾

一 神戸地裁判決の内容

二〇二二年八月三日、神戸地方裁判所第二民事部は、優生保護法による強制不妊手術被害者五名の国家賠償請求を棄却する判決を言い渡した。

本判決は、原告ら五名への手術がいずれも優生保護法が定める優生条項に基づく手術であることと認められた。そして、優生保護法は立法目的が極めて非人道的で個人の尊重を基本原理とする日本国憲法の理念に反することは明らかとした上、幸福追求権・自己決定権を保障する憲法二三条、不合理な差別的取扱を禁止する憲法二四条一項、家族に関する事項について個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきとした憲法二四条二項に違反すると判示し、このように違憲の優生条項を廃止しなかつた国会議員の違法行為により原告ら五名の手術による損害が生じたものとして原告ら五名は損害賠償請求権があることを認めた。優生保護法の違憲性を認めるだけでなく、国会議員の立法不作為責任を認めた上、手術を受けた原告のみならず、配偶者である原告の損害をも認めた点は、大きな前進である。

しかしながら、機械的に除斥期間の規定を適用し、国家賠償法四条・民法七二四条後段が定める二〇年の除斥期間の経過を理由に、原告らの損害賠償請求権は消滅したとして原告らの請求を棄却

した。また、原告らが主張した、優生思想及び国策としての優生政策によって助長された障害者に対する偏見や差別を根絶すること、そのために必要な立法政策を講じる義務について、判決は、それらが国会議員の職責であるとしながらも、その立法すべき内容が一義的に明確ではなく、国会の裁量の権限に委ねられるべきであるとして、国会議員が立法措置を講じなかつたことを違法とはいえないと判示した。さらに、厚生大臣及び厚生労働大臣においては法律の改廃について固有の権限を有しないこと等を理由に、偏見差別的解消をはからなかつたことについて作為義務違反があったとはいえず、違法はないとした。

なお、本判決は、原告らの請求を棄却しながらも、「旧優生保護法の優生条項が日本国憲法に違反することが明白であるにもかかわらず、同条項が半世紀もの長きにわたり存続し、個人の尊厳が著しく侵害されてきた事実を真摯に受け止め、旧優生保護法の存在を背景として、特定の疾病や障害を有することを理由に心身に多大な苦痛を受けた多数の被害者に必要かつ適切な措置がとられ、現在においても同法の影響を受けて根深く存在する障害者への偏見や差別を解消するために積極的な施策が講じられることを期待したい」と付言した。



2021年8月3日 判決旗だし

二 不当判決

このような判断は、裁判所が、立法と行政が生じさせた深刻な被害から目を背け、国が犯した重大な人権侵害の責任を同じ国の機関である裁判所が免罪するという不当なものである。被害を受けた原告らが再び権利を否定される二重の被害を受けたというに等しい。本判決の結論は、人権の最後の砦としての司法の役割を放棄したものであるといわざるを得ず、断じて容認できない。

国は、優生保護法を制定し、障害者に「不良」

との烙印を押し、長年にわたり優生政策を推進することで、社会の隅々にまで優生思想を植え付けてきた。一九九六（平成八）年には優生条項を削除したものの、その後も今に至るまで、責任を認めて被害者に謝罪することはなく、優生思想を除去するための取り組みも怠り続けてきた。その結果、社会には今もなお、優生思想および障害者に対する偏見差別が根深く残っているのが現実である。優生保護法問題はまだまだ終わっておらず、被害は今も続いている。

全国の原告らも高齢化が進み、提訴した二五名の原告らのうち、四名は既に亡くなっている。神戸の原告一名も尋問後、判決を前にして亡くなってしまった。原告らのみならず、訴えることもできず、あるいは、被害を知ることもなく暮らしている多くの被害者の被害回復、尊厳回復をはかるには、一刻の猶予もない。

三 国会議員への要請

本判決を受けて、弁護団は、二〇二二年八月一日、東京で院内集会を開き、国会議員に対して、司法による最終判断を待つことなく、その責任に基づき自ら優生保護法問題の全面解決にむけた取り組みを早急に進めてもらうため、次のとおり、要請を行った。

(1) 除斥期間を適用しない旨の立法措置を講じる

こと

(2) 一時金支給法の改正を行うこと

① 国の責任の明確化と謝罪

② 被害を償うに足りる賠償・補償

③ 対象者の拡充

④ 請求期間の延長または撤廃

⑤ 優生思想に基づく偏見差別を解消するための施策

(3) 一時金支給法に基づく施策を充実させること

① 被害者への情報の周知と一時金支給の徹底

② 法二二条による調査の徹底・充実

(4) 優生保護法被害者の名誉回復の措置をとるとともに、優生思想および障害者に対する偏見差別解消にむけた教育、啓発等の施策および立法措置を実施すること

(5) 長年にわたる優生政策の真相を究明し、二度と同じ過ちを繰り返さないため、第三者機関による検証等の施策を実施すること

(6) 優生保護法問題の解決に向けた諸課題について、弁護団および当事者団体との継続的な協議の場を設置すること

四 これからの裁判と運動

同判決に対して、当然、弁護団は控訴しており、これから大阪高裁での闘いが始まる。全国での裁判は、札幌、仙台、東京、大阪の四高裁、仙台、

静岡、浜松、福岡、熊本の五地裁で係属している。これまでの判決は、いずれも除斥期間の壁を越えることができていない。理論面での再検討も必要であるが、裁判官の心を動かすためにも、全国

的な運動が必要となつている。これからの運動は、裁判のみならず、国会や行政を巻き込みつつ、弁護団と当事者団体が一体となつて進めていかなければならない。

弁護団としては、あらためて優生保護法問題の全面的な解決に向け、差別のない、誰もが人間としての尊厳が守られる社会の実現を目指し、これからも全力を尽くしていきたい。

ふるさとを返せ 津島原発訴訟 第一審判決を受けて

東京 磯部 たな

一 ふるさとを返せ 津島原発訴訟について

二〇二二年七月三〇日に、福島県双葉郡浪江町津島地区に居住していた住民ら六四〇名を原告とし、被告を国と東京電力として起こした訴訟（以下「津島訴訟」といいます）の第一審判決が出ました（以下「津島第一審判決」といいます）。津島訴訟では、「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」のメンバーのもと、①国に対しては、国家賠償法一条一項に基づき、東京電力に対しては、民法七〇九

条の不法行為ないし原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」といいます）に基づいて避難慰謝料、被ばく不安慰謝料、原状回復請求が認められない場合のふるさと喪失慰謝料並びに弁護士費用の連帯支払いを求め、②不動産所有権、平穩生活権等に基づき、津島地区全域の放射線量を低下させること（給付請求）又は低下させる義務があることの確認（確認請求）を求めています。

二 津島第一審判決について

(1) 津島第一審判決では、原発事故の被害の甚

大性・重大性に鑑み、国については国家賠償法一条一項に基づく責任を認めました。また、合わせて東京電力については、原賠法に基づく損害賠償責任を認めました（なお、津島第一審判決では、民法七〇九条の不法行為責任とは、特別法一般法の関係にあり、民法の規定による損害賠償責任を求めることはできないと判断されています）。

(2) 他方で、残念ながら原告らが悩み抜いた末に津島訴訟を提起するに至った動機でもある原状回復請求については、「国や東電が放射性物質を支配しているとは認められない」等として却下さ

れました。

しかしながら、津島第一審判決では、「原告らは突然の原子力発電所事故により生活の本拠としていた津島地区からの避難を余儀なくされ、ふるさと津島で長年築き上げてきた人と人との結びつき、豊かな自然や文化から切り離され、コミュニティを喪失したこと、日常生活では経験することのない被ばくがあったことへの不安が生じていること、長期間にわたり帰還困難区域に指定されたことにより、損害の算定に当たっては、社会通念上は帰還が困難になった」等と、津島地区の人々のつながり、豊かな自然や文化といった津島地区特有かつ重要な事実・状況を丁寧に認定し、原発事故による被害の甚大さを認め、国と東京電力の損害賠償責任を認めました。

また、原状回復請求権に関し、「原告らが主張する、原告個々人の土地所有権及び人格権に基づく請求は、妨害排除請求権等が発生することを認め得る権利ではある」として確認請求について確認の利益を認め、今後の弁護士団の津島訴訟における克服すべき課題と示唆を与えてくれました。

なお、弁護士団では津島第一審判決を受けて、仙台高等裁判所に控訴を行っており、今後高裁にて原告らの要求を認めてもらうために、更なる努力を行うこととなります。

三 これまでの弁護士団の活動

私は、津島訴訟の提訴前から弁護士団に参加しており、弁護士人生と津島弁護士団への参加年数が同じです。提訴前には、どのような訴訟を起こすかについて熱い議論がなされ、その中では考え方の違いで弁護士を離れていった先生方もいらっしゃいました。ただ、どの先生方も放射線によって汚染され、帰還困難区域となり、コミュニティが破壊された津島地区のみなさんを元の暮らしに戻してあげたい、そしてそれは当然のことであるとの思いのもとに時間をかけて議論されていらっしゃったように思います。

その後、二〇一五年九月に提訴し、約六年間の間に三三回の裁判期日が開かれました。期日に向けて準備書面や証拠を作成したり、進行協議期日に出席したり、他の弁護士との連携を図ったり、弁護士団の事務局長の白井剣先生、共同代表の先生方をはじめとして弁護士団の先生方が本場に尽力をされていらっしゃいました。また、そうした成果として進行協議期日において事実上の検証が行われたり、期日における意見陳述においては裁判官の心を動かす原告らの意見陳述が行われました。私は、微力ながら十数名の原告らからヒアリングを行って陳述書を作成したり、期日や弁護士団会議に参加したりしました。

四 津島弁護士団に参加して

津島弁護士団は、ベテランの先生方にひっぱっていただきながら、若手の弁護士も積極的に発言したり、書面の作成に参加させていただける弁護士団です。原告らのふるさとを元に戻してほしいという切実かつ当たり前のことを国や東電に認め、約束させるために、裁判を中心さまざまな角度からあきらめることなく一丸となって闘っています。私は、津島弁護士団への参加が初めての弁護士団への参加ですが、裁判をここにして、原告らの要求、ひいては日本人一人一人が考えるべき原発や環境汚染の問題について訴えていく姿勢、どんなに困難な問題でも解決を目指してあきらめずに闘っていく姿勢、先行する他の弁護士の方々と連携し、学びブラッシュアップしていく進め方、長い闘いの中で原告のモチベーションを維持していくために試行錯誤すること等本場に多くのことを学ばせていただいています。

原発事故の問題を忘れ去ってはいけない、国民一人一人が考えるべき問題であることを伝えるため、ふるさとを奪われることがどれほどに苦痛で耐えがたいものであるかを伝えるために、これからも弁護士団としての活動は続きます。

日本学術会議会員の任命拒否と情報公開請求

東京 米倉 洋子

■ 違法な任命拒否

二〇二〇年一〇月一日、菅義偉内閣総理大臣（当時）は、日本学術会議（以下、「学術会議」という）が推薦した一〇五名の学術会議会員候補者のうち六名の任命を拒否するという前代未聞の暴挙を行った。

学術会議の会員の任命は、学術会議が「優れた研究又は業績がある科学者」から候補者を選考して内閣総理大臣に推薦し、内閣総理大臣はこの推薦に「基づいて」任命するとされており（日本学術会議法一七条、七条）、任命は「形式的発令行為」であるとの解釈が確立している。政府も、任命は形式的なものだと国会で繰り返し答弁しており、これまで会員は学術会議の推薦のとおり任命されてきた。

学術会議は、戦前の科学者が戦争に協力したことの反省から生まれた機関であり、時の政治に左右されない専門家集団の自律性が学術会議の核心である。そのため学術会議は政府から「独立して」職務を行うと法に明記され（三条）、会員の選考も科学者自身が行う制度とされてきた。こうした趣旨に照らしても菅首相の任命拒否は明らかに違法である。

■ 明らかにされない任命拒否の理由

任命を拒否された六名は、法学三名、政治学、歴史学、宗教学各一名と、全員が文系であった。三名の法学者は、小澤隆（憲法）、岡田正則（行政法）、松宮孝明（刑法）と私たちには馴染みの深い、信頼と尊敬に値する優秀な研究者である。この六名が排除される正当な理由などあるはずがない。

学術会議は直ちに菅首相に対し、①任命されない理由を説明せよ、②六名をすみやかに任命せよとの要望書を出した。そして約二カ月間で一〇〇〇を超える学協会その他諸団体が任命拒否に抗議し学術会議の要望書を支持する声明を发出了。しかし、現在も六名の任命は実現せず、任命拒否の理由も全く明らかにされていない。

■ 「外すべき者（副長官から） 九月二四日」

二〇二〇年二月五日、参議院予算委員会で蓮舫議員の質問に対し、加藤内閣官房長官は、「今回の任命に係る経緯について、杉田副官房長官と内閣府とのやり取りを行った記録について、担当の内閣府において管理している」と答弁した。この答弁に基づき同年二月一日、同委員会理事

懇談会において一部の記録が開示された。

その開示記録の中に、「外すべき者(副長官から)九月二四日」と記載され、その余は黒塗りとされた一枚の文書があり、大きく報道された。「副長官」とは杉田和博内閣官房副長官であり、安倍政権時代、菅内閣官房長官と共に、内閣法制局長官、日銀総裁、NHK会長をすげ替え、また官僚人事を支配したことで有名な人物である。しかし杉田氏が「外すべき者」を選び出した根拠となる資料は何ら開示されなかった。

■ 法律家一六二名による情報公開請求と六名による自己情報開示請求

六名に対する違法な任命拒否を放置することはできない。六名の任命を実現させ、不当に名誉を傷つけられた六名を守ると共に、違法な任命拒否を二度と繰り返させてはならない。

そのために法律家として何ができるか、ということをも志で考えた結果、多数の法律家が結集して任命拒否の理由についての情報公開請求をしようということになった。内閣総理大臣の任命に一定の裁量を認める人も、任命拒否の理由が明らかにされないことには強い批判を持っており、幅広い賛同が得られるはずである。このように考え、情報公開請求人を募ったところ、またたく間に請求人が集まった。

四月二六日、一六二名の法律家(弁護士・法

学者)が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、内閣官房(内閣総務官・内閣官房副長官補)及び内閣府(内閣府大臣官房長・内閣府日本学術会議事務局)の四カ所に対し各三通合計二通の情報公開請求書を提出した。浅倉むつ子・右崎正博・小森田秋夫・中下裕子・長谷部恭男・福田護・三成美保・三宅弘の八名が請求人の共同代表となった。

同時に、任命拒否された六名も、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、内閣官房(内閣総務官・内閣官房副長官補・内閣情報監)及び内閣府(内閣府大臣官房長)の四カ所に対し自己情報開示請求書を提出した。

六名全員の足並みが揃ったことは画期的であり、メディアの高い関心を集めた。

■ 審査請求

行政文書開示請求及び自己情報開示請求に対する決定は、内閣府からは参議院予算委員会理事懇で開示されたものと黒塗り部分も同一の文書が開示されたが、内閣官房の二部署はいずれも文書を保有していないことを理由とする不開示決定であった。「外すべき者」を指示した杉田副長官の所属する部署が、指示の根拠となる文書を全く保有していないとはあまりに不合理である。

そこで八月二〇日、情報公開請求人のうち四八

五名の法律家が審査請求人となると共に、任命拒否された六名も再び全員揃って審査請求人となり、行政不服審査法に基づき内閣総理大臣に対し審査請求を行った。

審査請求については、二名の弁護士が、四八五名の法律家及び任命拒否された六名の代理人となった。私もその一人である。情報公開・審査請求を梃としつつ、この問題は「現代の澗川事件」であり、一般市民の思想、良心、表現の自由の危機、そして戦争に繋がる問題であることをアピールし、世論の力で六名の任命を実現することに力を尽くしたい。

■ 立憲野党の共通政策

菅首相が突然の辞任表明をし、岸田文雄内閣が発足したが、同内閣の松野博一官房長官は、六名を任命する考えがないことを早々に表明した。他方で、一〇月三二日の総選挙に向けて市民連合が提言した野党共通政策には、「日本学術会議の会員を同会議の推薦通りに任命する」との政策が盛り込まれ、これに立憲民主、共産、社民、れいわの四党が合意している。市民の危機感を反映したものであり素晴らしい。野党共闘の成功と政権交代により、任命拒否の違法性が確認され、六名が任命されることを心から期待する。



横浜市長選における 神奈川支部の活動

神奈川 鈴木 啓示

1 神奈川支部の自分探し

青法協神奈川支部は何度か全国総会等で報告したとおり近年アイデンティティ・クライシスに悩んでいました。神奈川では自由法曹団神奈川支部、神奈川労働弁護団の二団体が精力的かつ魅力的な活動をしており、この二団体と所属会員がほぼ重複する青法協神奈川支部はその独自の存在意義を見出せずにいました。また、コロナ禍の影響で一年以上会議がWebでしか行えないということも、活動にマイナスの影響を与えていました（参加者の名前だけが表示される画面に向かって一人で議事進行するのって辛くないですか？）。

2 カジノ構想を止めたい

そんな中、神奈川県最大の都市横浜ではカジノ構想（IRR問題）が着々と進められており、法律家団体はこの問題にあまり取り組めていなかった（市民と共闘して活躍している弁護士はいましたが）、青法協神奈川支部としては非この問題に取り組んでいこうということになりました。

とはいえ、議長六三期、事務局長六五期（私）、実働会員はほぼ六五期以下という構成ではIRR問題への知見も運動のノウハウも時間的余裕もな

く、何から手を付けて良いのか分からないという状態でした。青年司法書士協議会、青年税理士クラブとの「三青会」において横浜のカジノ構想をテーマに勉強会を開催しましたが、この中にもカジノ賛成の声は大きく、「世間的にもこういった声が大半を占めているのではないか」と不安に思うこともありました（とはいえ他土業と政治的な意見交換をすることはとても有益でした）。

そうこうしているうちに、IRRを推進していた横浜市長の任期満了が近づき、市長選への立候補者が出始めたのですが、なんと自民党から立候補する小此木八郎氏が「カジノ反対」を表明し、引退する予定であった現職林文子氏がカジノ実現のために再度立候補するなど、最終的には八人が立候補し、近年まれに見る混戦が予想されるようになりました。

3 横浜市長選に取り組む

そこで神奈川支部はこの横浜市長選の争点であるIRR問題について、法律家の視点から意見書の提出を考えました。

しかし、カジノの問題点は法的なものも含めこれまでに大方の主張が尽くされており、ここにきて青法協独自の視点というものを盛り込むことも難しかったので、まずはできることから始めよう

ということ、各候補者の公約比較表及びIRについての公開質問を行うことにしました。

公約比較は大手メディアも行ってはいますが、紙面や報道時間の都合上かなり情報を限定したことになります。そこで私達は主要な争点について断片的に各候補者の意見が比較できるよう、詳しくかつ権者にわかりやすい公約比較表の作成を目指しました。

具体的には、まず表に載せる項目を検討し、その上で新人弁護士が二〜三人の候補者を担当し、各候補者のHPやメディアでの発言等からその項目についての意見を拾い出し、比較表に要約したものを記載する作業を行いました。

しかし、一通りの比較表を作成した時点で二つ問題が発生しました。この時点ではまだ選挙の公示前であるため、公約比較表の配布が公職選挙法で規制されている事前運動にあたらないかということ、(弾圧対象の危惧)。そもそも「選挙における弾圧」というものをあまり肌身で経験していない私達は、公選法と選挙運動の関係もあまり検討したことがありませんでした。

(先輩方の意見も聞きながら)検討した結果、特定の候補者を当選させる目的を持ったものは事前運動と評価されるリスクがあるので、公約比較表においてはカジノ賛成反対に限らず公約に対する評価が読み取れないような記載を心がけました。

公示後は、特定の候補者を応援することも可能なので、公約比較表にある程度評価を盛り込んでアップグレードしようと目論んでいましたが、各候補者の主張も日々更新され、それをキャッチアップすることに精一杯で公約の評価とまでは至りませんでした(無念)。

4 公開質問状

また、私達は公約比較表の作成と同時に各候補者に対しカジノ問題についての公開質問状を送りました。

これはカジノを推進した林市長が、選挙時はカジノの推進について未定としながらも任期中に突如カジノ推進に舵を切り、住民投票の実施も否定してその政策を進めていったことから、今回の市長選においても各候補者は公約のスタンスを貫徹する意思があるのか、住民投票をどう位置づけているかを問う質問状を作成しました。

この公開質問状には、現職でカジノ推進の林氏、元長野県知事の田中康夫氏を始め、八名の候補者のうち七名が回答してくれました。

唯一回答を頂けなかった自民党の小此木氏は、奇しくも「選挙後にカジノ推進に転じるのではなにか」との声があがりましたが、このアンケートでもその可能性を否定できないという結果にな

りました。

実際小此木氏は、選挙後に反省点として「カジノ反対の意向を撤回するのではとの疑念を払拭しきれなかった」というような話をしており、私達のアンケート結果があまり出した事実と同様の認識を表明していました。

今回の選挙結果は立憲民主党が推薦する山中氏が当選し、菅総理のお膝元で勝利したことが全国的にも話題となりましたが、青法協神奈川支部もこの波に乗り遅れなかったということは、今後の活動の糧となると考えています。

もともと、今回の選挙に向けての活動は若手を中心に手探りで行われたものであり、青法協神奈川としての意見を表明できなかった点、公約比較表や公開質問状の回答を得たところまでは良かったがそれを市民に届ける手段が乏しかったことが反省点です(主に青法協神奈川のFacebookとTwitter(@shk_kanagawa)で公表していました)。今後はこの反省点を含めた経験を活かしつつ神奈川県内の主要な都市の選挙において青法協神奈川としての役割を果たしていく所存です。

シリーズ
憲法を知るための

12作品

キム・ジへ著 (尹怡景訳)

『差別はたいいてい悪意のない人がする』

(原題『善良な差別主義者』)

東京 松田 巨平



『差別はたいいてい悪意のない人がする』

二〇二二年八月三日刊行

著者：キム・ジへ著

(尹怡景訳)

出版社：大月書店

定価：一七六〇円

四六判 二五六頁

一

本書のタイトルは、これを見る人にショックを与えるだろう。「差別をするのは悪意のある人であり、善良な人は差別をしない」という常識に反するからである。

しかし、本書が取りあげるエピソードには、「善良な差別主義者」が数多く登場する。「善良な差別主義者」は、自らを善良と信じており、その確信ゆえに、自身の言動の差別性に気づこうとしない。著者は、その確信を心理学的に分析しつつ、その言動がなぜ差別に当たるかを、法学的・統計学的知見等に依拠して明らかにする。本書では、バラリエイティに富む著者の専門性がいかんなく発揮されている。

著者の分析の一例として、本稿ではクイア・カルチャー・フェスティバル(以下「QCF」という)に関する検討を紹介する(本書第七章)。

二

QCFとは、「クイア」(セクシユアル・マイノリティ)の文化を祝福し、その存在を社会に広めることを目的とするイベントである。

二〇一八年九月、仁川ではじめてQCFが開催される予定であった。しかし、パレード当日、反対派約一〇〇〇人が会場近くで集会を行った。反対派は、パレード用車両のタイヤをパンクさせ、車の上に登って司会者を押し出し、レインボーフラッグを奪って折るなどの暴力に及んだ(二四四頁)。パレードは事実上中断に追い込まれたという。

この時、反対派の中には、「愛しているから反対します」というプラカードを掲げている人がいた。まさに「善良な差別主義者」である。

暴力を振るうには至らないものの、QCFに批判的である人は数多い。かれらは「わざわざ人が

三

多い場所であるべきなのか」と言う。要するに、「普通の人」が使う広場や公園、街は「クイア」のいるべき場所ではない、ということである(二四六頁)。

著者は、「クイア」の居場所は制限されるべきであるという主張の差別性を、公共空間の入場資格という観点から明らかにする(二四七頁以下)。

私的空間には多様な私的特性(性別、年齢、人種、障害、生活水準などを含むプライベートな特性)をもつ人がいる。人は私的特性を隠しきることとは不可能であり、ある程度周囲に見える形で公共空間に入場する。

反対派は、セクシユアル・マイノリティがその私的特性(性的指向、性自認等)を目に見える形

で公共空間に入場することに反対する。これは、特定の私的 특성の人(たとえば異性愛者、シスジェンダー)のみ受け入れ、他の私的 특성の人(たとえば同性愛者、トランスジェンダー)は受け入れない、ということである。反対派は、本来はすべての人に開かれているはずの公共空間への入場資格を、セクシユアル・マイノリティには認めない、すなわち差別するのである。

また、仁川東区庁は、QCFに先立ち、「事故」が懸念されるとしてQCFの広場の使用を認めなかったという。われわれ法律家はこの状況を「敵意ある聴衆の法理」の問題として知っているが、著者は、「公共空間への入場資格」という視点から差別の問題として論じる(一五四頁以下)。すなわち、反対派の暴力を理由にマイノリティの集会を制限することは、犯罪の責任をマイノリティに転嫁し、マイノリティが公共空間に登場しにくくする、すなわち差別を助長することになると指摘する。

四 最後に著者は、このように正当化されない差別を、マジョリテイが正当化されると信じる理由を心理学的に検討する(一五七頁以下)。

著者が引用するアメリカ社会心理学の知見によれば、正義の範囲は自分が所属する「道徳的共

同体」の境界に沿って形成されるという。人々は、自分が所属する共同体の構成員がすれば正義にかなうことでも、共同体の外部の者がそれを行うと正義に反すると考える傾向にある。こうして人々は、不平等な状況を平等だと考える矛盾におちいる。

著者は、「社会のすべての構成員が平等な関係をもち、対等な立場で討論できる」という民主主義の基本的前提を確認し、その実現に向け、すべての人が同じ空間を共有しながら生きていくための倫理について考えなければならぬとして、第七章を締めくくる。

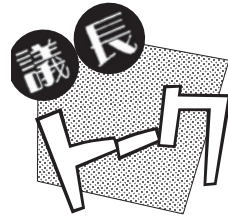
五 これまで見てきたように、著者の検討は、「なぜそれが差別なのか」(法学的・哲学的検討)にとどまらず「なぜ人は差別するのか」(心理学的検討)にもわたる。本書の検討のうち、どちらがより注目に値するかをあえて問えば、それは「なぜ人は差別するのか」である。

著者が本書を執筆した直接の動機は、著者自身の差別体験(被差別体験ではない)である(三頁以下)。著者はヘイト表現に関するシンポジウムで講演した際、くすぐすと何ごとでも深く考えすぎてしまう自身の性格を指す言葉として「決定障害」という言葉を用いた。参加者の一人から「なぜ決定障害という言葉を使ったのですか?」という

非難混じりの問いかけを受け、著者ははじめて自身が差別表現を用いたことに気づいた。障害者の人権を研究し続け、家族の中にも障害者がいる著者が、である。著者は「もはや差別は、私と関係のない話ではなかった」と考え、怖くなったという(六頁)。

このように、本書が問う「なぜ人は差別するのか」は、著者にとって「なぜ私は差別したのか」と同義である。本書に通奏低音のごとく響く、誰もが差別をする側になりうることへの警鐘は、このような知的誠実さに由来するのである。

六 著者のように、「あなたの言動は差別だ」と言われて冷静かつ誠実に思考することは難しい。ただ、いやしくも人権擁護を目的とする法律家団体の会員であるのに、「あなたの言動は差別だ」と言われて立ち止まらぬどころか突き進む人がいるとしたら、落胆と失望を禁じ得ない。しかも、自身の「善良」さの確信が、これまで熱心に人権活動に取り組んできた自負に由来するのであれば、この問題を当人の個人的資質に帰せしめることはできない。人権擁護の砦を自認するわれわれは、著者の知的誠実さに学ばなければならないだろう。



「私の実務修習 (弁護修習その2)」

私の実務弁護修習の思い出の続きです。

樋口さんから、書証の原本をよく確認することを学びました。修習中、樋口さんが法廷で相手から示された証拠の原本をジッと見ていて、進行がストップする場面がありました。理由を聞いたところ、「コピーと同一」かだけではなくて、裏面を見たり、透かしてみたり、鉛筆で書いて消された跡がないか、よく見なさい。署名の部分だけインクの色が違うとか、裏に染みていないとかがあれば、同一時に記入されたか疑わしい」と仰いました。なるほど。私は、今でも原本を時間をかけて確認し、モノによっては裏返してみた

り、透かしてみたり、確認するようにしています。裁判官が苛つくこともあります。関係ありません。年に一度くらいは、原本と渡されたコピーが違うこともあります。先にチェックしてスルーしていた裁判官は恥ずかしげです。

証人尋問の直前に、相手方の証拠の手帳の原本を持ってきてもらいチェックしていたところ、不正な書き加えの跡に気付いたこともありました。長時間残業の末に過労死した住み込みのマンション管理人の残業代請求事件で、上司が「時間外に受付をしないように指示」と三箇所、見開き一週間分の手帳の右ページのメモ欄に書いていたことにつき、実際にその指示をしていたのが争点となりました。鉛筆書きの手帳でしたが、私が記載部分をめくってよく裏面を見ると、「時間外に……」の筆跡部分だけ、次のページの黒鉛がついていました。つまり、毎日のことを手帳に書いた後で、右側の頁の空白の行に「時間外に……」を書いたので、その筆圧で次の

頁の文字の黒鉛が、「時間外に……」の裏側に筆跡のとおりについてしまったのです。三箇所ともでした。他の部分に裏移りはありません。さて、皆さんならどのように尋問しますか。

証人尋問中、その課長は答えに詰まり、大量の汗をかきました。私は、「どうしてそんなに急に大汗をかいているのですか？」との質問も忘れません。証人の慌てる様子も尋問に残せ、というのも樋口さんの教えでしたから。裁判官は課長の証言の信用性を否定し、不活動時間を含めて残業代を認める判決を出しました(オークビルサーブス事件 H一五・五・二七東京地判 労判八五二号二六頁)。最高裁、差戻審まで争われ、原告勝訴で確定しました。管理会社の顧問弁護士の友人から「あの判決で住み込みの管理人の配置は無理になった。業界は大騒ぎだ。君は困ったことをしてくれた」と言われました。光栄です。

(青法協弁学会合同部会議長 上野 格)

青年法律家協会弁学会合同部会◎第二回常任委員会声明

暴力・脅迫に屈し、会館閉鎖を行った名古屋市文化振興事業団及び

利用承認取り消しを行った同事業体エル・プロジェクトの対応に抗議し、

表現の自由を暴力・脅迫で封殺することを許さない声明

1 二〇二二年七月六日から二日までの予定で市民ギャラリー栄(名古屋市中区)で開催されていた「私たちの表現の不自由展・その後」は、同月八日、市民ギャラリー宛に爆竹の入った郵便物が届けられたことを受けて、ギャラリーを管理・運営する名古屋市文化振興事業団が同ギャラリーが入居する建物全体を閉鎖する措置をとった。そのため、八日以降の表現の不自由展の開催は断念せざるをえなくなった。建物閉鎖が表現の不自由展の開催期間と同じ二日までであったことから、名古屋市文化振興事業団が、表現の不自由展を標的とした攻撃に屈して建物閉鎖という対応をとったことは明らかであった。

2 また、大阪でも、同年七月一六日から同月一八日まで大阪府立労働センター(エルおおさか)にて「表現の不自由展かんさい」を開催する予定であったところ、開催が公表された六月中旬からエル大阪に抗議が殺到した。これを受けて、エルおおさかの指定管理者である共同事業体エル・プロジェクトは、六月二五日、

不自由展が開催されれば、混乱が生じ、施設利用者等の安全が確保できないとして、利用承認を取り消した。

これに対し、主催者は、六月三〇日、利用承認取消処分を執行停止を求め、大阪地方裁判所に提訴した。七月九日、大阪地方裁判所第二民事部(森鍵一裁判長)は、泉佐野市民会館事件最高裁判決及び上尾市福祉会館事件最高裁判決を引用して、本件は、警察の適切な警備等によってもなお混乱を防止することができないなどの特別な事情があるとはいえないとして、執行停止の仮処分を認めた。また、大阪高等裁判所第一四民事部(本多久美子裁判長)は七月二五日、施設管理者の抗告を棄却し、さらに、七月二六日、最高裁判所第三小法廷(宇賀克也裁判長)は特別抗告を棄却した。

3 日本国憲法は憲法二条で表現の自由を保障している。また、地方自治法第二四四条二項は、普通地方公共団体(指定管理者を含む)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んでほらないと規定する。地方自治法が公の施設の利用を広

く認めるのは、設置者である普通地方公共団体等の不当な利用制限が、住民に対する集会の自由や表現の自由の不当な制限につながりかねないからである。したがって、公の施設の設置管理者は、施設の管理や利用承認にあたっては、集会の自由や表現の自由を不当に侵害しないようにしなければならない。

今回の名古屋及び大阪の事例は、主催者が、公の施設において、平穩に「表現の不自由展」を開催しようとしていたところ、開催に反対しないしは不快な念を持つ者の抗議・妨害行為に屈した施設管理者が、名古屋においては建物閉鎖、大阪においては利用承認取り消しという形で公の施設の利用をできなくしたというものである。しかし、このような対応は、日本国憲法及び地方自治法の趣旨に反し、許されない。もし、このような対応が許されるならば、気に入らない表現に対しては暴力や脅迫を用いて封殺することができることになり、日本の民主主義と人権にとって憂うべき事態である。

大阪では、主催者、弁護士、施設管理者、警察が

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

- *第3回(冬)
12月3日(金)～4日(土) 和歌山
- *第4回(春)
2022年
3月4日(金)～5日(土) 高知

【第53回定時総会】

- 2022年
6月25日(土)～26日(日) 沖縄

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、
本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

11月16日(火)10時～

【修習生委員会】

11月17日(水)10時半～

【広報委員会】

11月26日(金)18時～

二〇二二年九月四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第二回常任委員会


協力して警備を行い、「表現の不自由展かんさい」が予定通り開催された。このことは、暴力・脅迫による表現封殺行為に対しては、関係者が協力して対応することと表現の自由を守ることができることを実例で示したものである。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、今回の名古屋市文化振興事業団及び共同事業体エル・プロジェクトの対応に抗議するとともに、暴力・脅迫によって表現の自由を封殺しようとするいかなる行為も許さないことを表明する。

お知らせ

当部会も参加している改憲問題対策法律家6団体連絡会が、9月30日、「自公政権に終止符をうち、命と平和を守る憲法に基づく政治への転換を！立憲野党は共同し、市民連合との合意を踏まえ、政権交代に向けて全力を尽くすことを求める法律家団体のアピール」を発表しました。

アピールは、ホームページ
をご参照ください。



 編集後記

▼相変わらずコロナである。おかげで編集会議もWEB会議になって久しい。ほかの会合の経験も積み、かなり慣れてきた。事件の打ち合わせにも利用し、結構役に立つかも知れないと思うようになった。これだけが、良い方向の副産物と言えるかも知れない。▼しかし、裁判所が採用しているWEB会議システムは、どうも簡単に利用できるという感じがしない。セキュリティがある程度しっかりしているから、裁判所は採用したのであるが、アカウント情報がおかしい云々などと言ってくる。しかし、どこをどうすればいいのか、途方に暮れてしまう。毎回期日がくる度に、今度は繋がるだろうか、不安感に苛まれる。司法のIT化構想のもつ問題性はさておき、簡単に使えるようになっていないと、利用できなくて困る人が出てきはしないか。昔、日弁連〇〇委員会(電子情報処理機器関連の研究組織である)委員長を経験した小生が不安なのだから、杞憂ではないと思うのだが。(高野真人)